

第18回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨

農業分科会事務局

1. 日 時：平成17年8月23日（火） 13:00～16:19

2. 場 所：三田共用会議所第4特別会議室

3. 出席者：井上眞理委員、手島忠委員、徳江陞委員、夏目智子委員、日和佐信子委員、萬野修三委員、向井文雄委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、菊池一郎専門委員、佐藤洋一専門委員、高橋芳幸専門委員、武田恭明専門委員、土居則子専門委員、中嶋康博専門委員、長沼建一郎専門委員、馬場治専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、淵野雄二郎専門委員

4. 議事

第一部

- (1) 独立行政法人関係者の審議への参画について
- (2) 平成16年度業務実績評価及び財務諸表について（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、農業者大学校、財務諸表検討会の報告）
- (3) 長期借入金の入札結果の報告について（農林漁業信用基金）
- (4) その他（農畜産業振興機構の業務方法書の変更について）

第二部

- (1) 平成16年度業務実績評価及び財務諸表について（農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、財務諸表検討会の報告）
- (2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて（農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター）
- (3) その他

5. 議事概要

第一部

- (1) 独立行政法人関係者の審議への参画について
資料に沿って、文書課課長補佐より説明が行われた。
- (2) 平成16年度業務実績評価及び財務諸表について（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、農業者大学校、財務諸表検討会の報告）
資料に沿って、各法人のプロジェクトチーム（PT）委員からPTごとに審査結果概要の説明及び、財務諸表検討会に参加した委員から財務諸表検討会結果の説明が行われ、承認された。

(3) 長期借入金の入札結果の報告について(農林漁業信用基金)
農林漁業信用基金理事長より資料に沿って説明があった。

(4) その他(農畜産業振興機構の業務方法書の変更について)
農畜産業振興機構理事長から資料に沿って説明があり、準備が整った後に書面審査を行うこととされた。

第二部

(1) 平成16年度業務実績評価及び財務諸表について(農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、財務諸表検討会の報告)

資料に沿って、各法人のプロジェクトチーム(PT)委員からPTごとに審査結果概要の説明及び、財務諸表検討会に参加した委員から財務諸表検討会結果の説明が行われ、承認された。

質疑は以下のとおり。

- ・行政サービス実施コストについては、各独法毎に行政サービスコストにバラツキがあり、何を示しているか分からないので、どうすれば各法人横並びの比較が可能となるのか検討すべき。また、各独法別に何をセグメント情報とすれば業務実態を示す内容となるか検討すべき。

これに対して財務諸表検討会の担当委員から以下のとおり説明を行った。

- ・頂いた意見については、現在、明確な答えは出ていないので、留意事項の3のとおり今後の検討課題としている。

(2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて(農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター)

文書課課長補佐、徳江分科会長代理、文書課長及び農産安全管理課長より資料に沿って、説明が行われた。

主な意見等は以下のとおり。

- ・地方事務所の配置については、各法人とも適切であると考えられる。
肥飼検と薬検の統合の試算については、統合による経済的なメリットが大きくないことについては納得できるが、デメリットとして、肥飼検に常駐する理事長と薬検に常駐する理事が打ち合わせをするための移動時間や、両者の専門性の違いにより検査レベルが低下することを掲げているが、これらは努力をすれば解決できる問題であり説得力がないのではないか。
- ・肥飼検と薬検の統合の試算の中で、統合後の管理部門の人数は一般人からみて多いと感じるのではないか。また、理事長、理事がそれぞれ肥飼料、農薬の専門家

でなければならないという理由も理解しにくい。

- ・肥飼検と薬検を統合した場合の体制として、技術レベルを維持し適切に業務を行うためには、理事長、理事としてそれぞれ肥飼料、農薬の専門家を配置することが必要。また、規模からみて役員2名体制が適当であると言っても、組織のマネージメント等を行う者まで削減してよいのか疑問。

- ・公権力の行使、守秘義務、国際条約に基づく業務など対外的な信頼性の確保という観点から、「特定」を維持すべき。肥飼検と薬検の統合の試算については、デメリットとして掲げている理由がわかりにくい。

- ・資料8 - 4に、「品種保護Gメン」という言葉が出てくるが、正式名称を使うべきではないか。

これに対して法人所管課から以下のとおり回答を行った。

(種苗課長)

- ・品種保護Gメンの名称は通称であるが積極的に使っている、表記については、通称である旨を記載し修正したい。

- ・主務大臣(農林水産大臣)が最終的に見直しの決定をする際に意見を聴く評価委員会は、この委員会なのか、それとも総務省の委員会なのか。

これに対して文書課課長補佐から以下のとおり回答を行った

- ・独立行政法人通則法のとおり農林水産省の独法評価委員会の意見を聴くこととなる。

以上